# わたしたちのきまり



# 真室川町立真室川中学校

#### 目 次

1	校訓・校章・・	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	校歌・応援歌・	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	私たちのきまり									
	生徒会会則・・									
5	選挙規則・・・									
6	登下校の約束・	•	•	•	•	•	•	•	•	9
7	JRC(青少年赤	+:	字)	) }	活動	勆	•	•	•	10

# ~校 訓~

健康

友 愛

真 理

#### 校章

「中」を囲む3つの円は、わが真室川町の郷土を示し、連帯の輪である。

十字に広がる4つのひし形は星のように高く輝く真中の心意気を示している。また、それらのひ し形がペン先に似ているのは、勉学に励む努力の象徴である。

中の黒いかじのような部分は、真中生の団結と高い志を統合し、大地にしっかりと足をふんばり、 郷土を担う若者の情熱を表し、それらをしっかりと調和させている。

虹あり われら 相見るところ 希望は 彩なす 天のまほら ああ わが鳥海

こぞりて 究めん 真理よ 英知よ われらを 守れり

かがやく青春 われらが母校

旗あり われら 相よるところ 光は みなぎる 青き国原 真室の 河風

さながら 磨かん 愛よ 信よ われらを 抱けり

かがやく青春 われらが母校

栄ありわれら 生き抜くところ 行くべし まことの 道はひとすじ 歴史はまざしく

しんじつ 拓かん 正義よ 白亜の殿堂 われらが母校 われらを呼ばはん 平和よ

一、若葉が燃えて 翼を広げ

友と触れ合い 汗ばむ姿

進め団結 力の限り

高く輝く 真中の我ら

若き血潮に 輝く姿

夢を誓った 真中の我ら

戦いの峰に立つ

勇気貴く 雄々しい姿

進め団結 拳を揚げて

台地踏ん張る 真中の我ら

戦いの峰に立つ

二、情熱を燃やし 気迫に満ちて

進め団結 希望に溢れ

三、気高く燃えて 伝統を守り

作詞 伊藤隆行

作曲

矢部

暁



今 戦いの峰に立つ

# 「わたしたちのきまり」

いつも真室川中学校生徒であるという「自覚」と「誇り」を持ち、秩序を守り、奉仕の心と礼儀を忘れません。

## Ⅰ 生活について

- 1. 時間を守ります。
- 2. 諸届等については、次の規定を守ります。
  - ① 欠席や早退,遅刻の場合は,できるだけ朝8時00分までに保護者が連絡します。
  - ② 事情があって早退する場合は,担任に断ります。
  - ③ 各証明書等は、使用の3日前まで担当の先生に申し込みます。
- 3. 所持品については、次の規定を守ります。
  - ① 学習に必要でないものは学校に持ってきません。
  - ② 必要以外のお金は持ってきません。
  - ③ 所持品には、すべてはっきりと記名します。
  - ④ 雨具、ヘルメット、防寒具、カバン等は、所定の場所にきちんと整理します。
  - ⑤ テストの時は、HBより濃い鉛筆を使用します。
- 4. 校舎教具を大切に使います。落書きをしたり、壊したりしません。もし誤って破損した場合は直ちに 先生に報告します。
- 5. 校外生活についても規律ある生活を心がけ、禁じられた遊び、無断外出、夜遊び及び外泊などはしません。

## Ⅱ 服装について

- 1. 制服
  - ① 学校で指定した制服を着用します。
  - ② 制服,運動着は変形しません。
- 2. 靴下・ストッキング
  - ① 白、黒、紺のワンポイントまでの靴下をはきます。冬期、スカートを着用する場合は黒のストッキングをはきます。ただし、黒のストッキングの場合は黒の靴下をはいてもよいことにします。
- 3. シャツ
  - ① 男子…指定した白のYシャツを着ます。
  - ② 女子…指定した白いブラウスを着ます。ただし、夏期は、指定したオーバーブラウスを着ます。

#### 4. セーター・カーディガン

① 制服からはみ出ない長さのセーター・カーディガン・ベストを着ます。

#### 5. はきもの

- ① 内ばき…学校で指定したズックをはきます。
- ② 外ばき…学校で指定したズックをはきます。
- ③ ズックはつぶしません。 ただし、冬期は長靴など防寒(防水・防雪)に適したものを着用します。(自分の下足箱にきちんと入るものにします。)

#### 6. 運動着

① 学校で指定した運動着を着用します。

#### 7. 授業中の服装

① 原則として普通授業の時は、制服を着用します。

#### 8. 清掃中の服装

① 原則として運動着を着用します。

#### 9. カバン

- ① 学校指定のカバンを使います。
- ② シールは貼りません。キーホルダ・アクセサリーは、邪魔にならない大きさのものを一つまでとします。

#### 10 衣替え

原則として6月~9月には夏服になり、上着を脱ぎます。また、7月~8月には長袖ジャージも脱ぎます。なお、気候に応じて対応します。

#### 11. 防寒着

① 防寒のために着用するものは、防寒を目的につくられたものにします。

\*ウィンドブレーカー・オーバーコート・ジャンバーなどを着用します。

\*冬の帽子は、派手でないものを着用します。 (ただし、耳あては帽子の一種とします。)

#### 12. その他

① ネームプレートは所定の位置につけます。

# Ⅲ 頭髪について

私たちの頭髪は、中学生らしく、勉強やスポーツにふさわしいものとし、派手な(目立つ)髪型にしたり、装飾品を付けたりはしません。

整髪料をつけたり、髪を染めたりなどはしません。

### IV その他

1. このきまりは、校則見直し委員会をつくり、保護者との話し合いを重ねて、令和4年度から見直しが進められて、令和5年5月19日に実施されました。

#### 本校指定の制服

※ネームプレートは、4隅を白か黒の糸できちんと縫いつけます。

※内ばきの色は各学年指定の色とします。

▽校章入りボタン ▽指定リボンをきちんとする

▽タックなしのストレート型 ▽スカートは、膝より下からふくらはぎ程度の長さとする

## 生 徒 会 会 則

### 第1章 総 則

- 第1条 この会は、真室川中学校生徒会と名付けます。
- 第2条 この会は、真室川中学校全生徒で構成します。
- 第3条 この会は、会員相互の協力によって生活の向上をはかり、よりよい校風をうちたてて、民主 的な社会人になる資質を養うことを目的とします。
- 第4条 会員はすべてこの会の運営について意見を述べ、その活動に参加することができます。
- 第5条 会員はすべて決められた会費を納めるものとします。

## 第2章 組織・機関及び役員

- 第6条 この会は第3条の目的を達成するために、学級活動を基盤として次の様な組織を置きます。 ただし、会長が必要と認めた場合は、その他の特別な委員を置くことができます。
- (1) 生徒総会

- (2) 生徒議会 (3) 運営委員会 (4) 事務局 (5) 専門委員会
- (6) 応援団
- (7) 選挙管理委員会
- 第7条 この会の役員は次の通りとします。
  - - (2)副会長2名 (3)総会議長2名
- (4) 応援団団長1名 (5) 応援団副団長2名 (6) 各専門委員長各1名
- (7) 事務局長1名
- (8) 副事務局長1名
- 第8条 会長はこの会の最高責任者であり、副会長とともに外部に対してこの会を代表します。ただ し,他の役員を兼務することはできません。

# 第1節 生徒総会

- 第9条 この会はすべての会員をもって構成します。
- 第10条 この会は生徒会活動における最高の決議機関であり、前期・後期の年2回定期的に開きま す。ただし、生徒議会で必要と認めた場合、会員の3分の1の要求があった場合臨時に開く ことができます。
- 第11条 この会は次のことを行います。
  - (1) 会則の改正及び承認
  - (2)活動報告及び計画の承認
  - (3)予算・決算の審議と承認
  - (4) その他必要な事項
- 第 12 条 この会は会長が招集し, 5 日前に告示します。ただし,緊急な場合は告示しないで招集す ることができます。

# 第2節 生徒議会

- 第13条 この会は、運営委員及び学級委員によって構成し、議長は総会議長が務めます。
- 第 14 条 生徒議会は、総会に次ぐ決議機関であって、生徒会の目的を達成するために次のことを行います。
- (1) 学級各委員会・各機関などから選出された事項の審議
- (2) 生徒会を運営するためのいろいろな企画・立案の審議
- (3) 予算の修正
- (4) 急を要する事項の審議
- 第15条 この会は必要に応じて随時開き、会長が招集します。

## 第3節 運営委員会

- 第 16 条 この会は、会長・副会長・総会議長・各専門委員長・正副応援団長・事務局長・副事務局 長によって構成します。
- 第17条 この会の代表は、会長があたり、副会長はこれを補佐します。
- 第 18 条 この会は、生徒会の目的を達成するための企画提案、執行の責任を持つほか、次のことを 行います。
- (1) 生徒会の運営計画の立案及び提案
- (2)予算・決算の作成
- (3)総会及び議会で決議された事項の執行
- 第19条 この会は毎月定期に1回開くことを原則とします。ただし、会長が必要と認めた場合は臨時に開くことができます。

# 第4節 専門委員会

- 第20条 生徒会の執行機関として、次の専門委員会を置き、各学級から定める人数を選出して構成 します。また、第7条によって選出される委員は、各学級から選出されたものとします。た だし、必要に応じて増員することができ、学級内の男女比によっては、学級・生活・保健委 員以外は、男女のしばりはないものとします。
  - (1) 生活委員会 各学級男女2名ずつ
  - (2) 広報委員会 男女問わず2名
  - (3) 保健委員会 各学級男女1名ずつ
  - (4) 給食委員会 男女問わず2名
  - (5) 図書学芸委員会 男女問わず2名
  - (6) JRC委員会 男女問わず2名
- 第21条 専門委員会は、月1回開くことを原則とします。
- 第22条 この会は, 第7条によって選出される委員長を除き, その他必要な役員を委員の互選によって決定します。
- 第23条 この会の活動概要については別に定めます。

#### 第5節 事務局

- 第24条 事務局は、事務局長、副事務局長、事務局員をもって構成し、副事務局長、事務局員は会 長の委嘱により決定します。
- 第25条 事務局は、この会の役員と協力して必要な仕事を行うほか、次のことを行います。
- (1)総会・生徒議会・運営委員会の書記,進行の係。
- (2) 諸薄冊の整理に関すること。
- (3) 会計に関すること。

### 第6節 応援団

- 第26条 応援団は全校生をもって組織し、真室川中学校生徒としての誇りをもち、正々堂々と戦える意気を高揚するとともに生徒会会員の団結をはかることを目的とします。
- 第27条 応援団の幹部は、応援団長、副応援団長、応援団員をもって構成し、副応援団長2名は会長の委嘱により決定します。また、応援団員は、各学級から1名を選出して構成します。

## 第7節 地区自治会

- 第28条 この会は町区ごとに組織し、校外生活における規律、安全及び自主的活動の向上を図ります。
- 第29条 地区員の互選によって地区長を、地区長の互選によって地区自治委員を選出します。
- 第30条 地区自治会に関する細則は別に定めます。

# 第8節 文化部·体育部

- 第31条 個人の趣味や能力を伸ばすため、さらに生徒会の目的を達成するため、文化部・体育部を 置きます。
- 第32条 文化部・体育部の各部には、部員の互選により部長、副部長を選出します。
- 第33条 部への登録は1年時の4月から5月に行い、できるだけ変更しないものとします。
- 第34条 設置する部の概要は別に定めます。

## 第9節 選挙管理委員会

- 第35条 この会は生徒会長・副会長・総会議長・応援団長・事務局長の選挙事務一切を行います。
- 第36条 この会は各学級で選出された1名の委員をもって構成し、その互選により、委員長1名, 副委員長1名を定めます。
- 第37条 この会の任務は真室川中学校生徒会選挙規則にもとづいて行われます。

# 第3章 会計及び簿冊

- 第38条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとします。
- 第39条 この会は次の簿冊を置きます。
  - ① 議事録 ② 会計簿 ③ その他必要と認めたもの

#### 第4章 改 正

第40条 この会の規約の改正は、生徒議会全構成員の3分の2以上の賛成によって発議し、総会出 席者の過半数の賛成によって行うものとします。

## 第5章 付 則

- 第41条 この会のすべての議決事項の実践には学校長の承認を得なければなりません。
- 第42条 この会のすべての会合は構成人員の3分の2以上の出席によって成立します。
- 第43条 この会の会合は公開とします。
- 第44条 この会の決議は多数決を原則としますが、特に重要と認めた場合は3分の2以上によるものとします。
- 第45条 この会のあらゆる機関の副会長·副団長·副委員長・副事務局長は、会長・団長・委員長・ 事務局長が事故あるとき、その責務を代行します。
- 第46条 この会則を施行するのに必要な細則概要等は生徒議会で決定します。
- 第 47 条 各部・各委員会の新役員会の新設改廃及び委員の増員等は生徒議会において決定します。
- 第48条 この会は昭和58年4月1日より施行します。ただし、全会員による直接選挙で選出される役員に関する規定は昭和58年度後期より実施します。

# 選挙規則

# 第1章 総 則

- 第1条 この規則は全会員の直接選挙によって選出される役員の選挙に適用されます。
- 第2条 会員はすべて会則にもとづき選挙権・被選挙権を有します。ただし選挙管理委員は正副会長, 総会議長,応援団長,事務局長の選挙に関しては被選挙権を有しません。
- 第3条 正副会長・総会議長・応援団長,及び事務局長の選挙は各個別の単記無記名によって行います。ただし,立候補者1名の場合は信任投票によって過半数を得なければなりません。
- 第4条 正副会長,総会議長,応援団長,事務局長の立候補は,会員3名以上の推薦を要します。
- 第5条 前条の立候補の届出は、所定の書面で選挙管理委員に所定の期限内に提出しなければなりません。
- 第6条 選挙管理委員会は第5条の立候補者一覧表を作ってこれを告示します。
- 第7条 選挙管理委員会は各学級より1名選出します。

# 第2章 選 挙

- 第8条 正副会長,総会議長,応援団長,事務局長の選挙の公示は,投票7日以内にすることを原則 とします。
- 第9条 前条の立候補者の選挙運動は選挙管理委員会の指示によらなければなりません。
- 第10条 投票終了後,即日開票を行い,その結果を翌日まで発表しなければなりません。

第11条 選挙は年1回に施行します。ただし、議会が改選を認めた場合はその限りではありません。 第12条 正副会長、総会議長、応援団長、事務局長の選挙は、役員の満期後2週間以内までに行う ことを原則とします。

第13条 選挙管理委員の選出は前条の役員よりも2週間以前に行います。

## 地区自治活動に関するとりきめ

第1条 校外生活をよりよいものにしていくために各町区ごとに地区自治会を組織します。地区自治会は、次の各項目について取り組み自治活動の向上を図ります。

- ① 校外生活を向上させ維持するための規律の遵守
- ② 校外生活における危険防止・安全運動に開すること。
- ③ 地区としての自主的・奉仕的実践活動。
- ④ 地区・保護者・教師相互の連絡指導のもとでの地域社会・行事への積極的参加に開すること。 第2条 この会は、それぞれの各町区ごとに互選された地区長をおきます。

第3条 この会は必要に応じて開かれ、校外生活のいろいろな事項について議決を行います。

第4条 各町区ごとの地区長の互選によって地区自治委員を選出し、地区自治委員で地区自治委員会を組織して会の運営を図ります。

# 登下校の約束

安全で秩序ある登下校を心掛けます。 登下校は申請したルートを通り,安全に通行します。

## 1. 歩 行

- ① 道路の右端を歩行します。(歩道がある場合は歩道を歩きます。)
- ② 雨傘をさしているときは車輛に十分注意します。
- ③ 道路上で悪ふざけしながら歩行しません。車輛の直前直後を横断しません。

# 2. 自転車

- ① 自転車通学を希望する生徒は、許可願いを提出し、許可証は常に携帯します。
- ② 常に自転車の点検と整備を怠りません。(ベル・ライト・ブレーキ・反射板)
- ③ 二人乗りはしません。
- ④ スピードの出し過ぎはしません。
- ⑤ 狭い道路から広い道路へ出るときは、一旦停止し左右の安全を確かめてから進行します。
- ⑥ 雨天の時は雨具をつけ、傘さし運転はしません。
- ⑦ 原則として左側の端を通り、並進は絶対しません。
- ⑧ 乗車時は、ヘルメットを着用します。
- ⑨ ノーサイクリングゾーンは、乗らずに引いていきます。
- ⑩ 体育館裏は通りません。
- ⑪ 安全のため、女子はスカートではなくジャージを着用してもよいものとします。

## 3. スクールバス

- ① 乗車または下車の場合は、一列に並び押し合ったりしません。
- ② 座席は指定された席に座り、勝手に移動したりしません。
- ③ 下車した場合はその場所において左右の安全を確かめてから歩行します。

- ④ 車内では乗車マナーを守り、他人に迷惑をかけません。
- ⑤ スクールバスに乗らない場合は、担任の先生に申し出ます。

# 4. その他

- ① 登下校の途中で、買い物をしたり、飲食をしたりしません。
- ② 寄り道をせず、まっすぐ家に帰ります。

# JRC (青少年赤十字) 活動

## <活動の基本的な考え方>

青少年赤十字JRCは、実践活動を通して望ましい人格の形成を図ることを目的としています。

# 1. 実践目標

- ① 健康・安全(生命と健康を大切にする)に間する活動。
- ② 奉仕(人間として,人のため,社会のためにつくす責任を知り,実行する)に問する活動。
- ③ 国際理解・親善(広く地域や県内、全国,世界の青少年を知り,仲よく助け合ったり,情報を交換したりする)に間する活動。
- ④ その他のJRC活動。

# 2. 方 針

- ① 「気づく」(身近な問題の発見)
- ② 「考える」 (ニードの把握と計画,組織化)
- ③ 「実行する」(ソーシャルアクションと評価・反省)

# 青少年赤十字の歌

#### 青少年赤十字の歌

- 明けそめる大空に みなぎる光 あふれるいのち われら若人 われら若人 健康の足並そろえ 進むのだかがやく途を ひとすじにかがやく途を
- 2. さしのべる手を組んで あわせる力つらぬくまこと われら若人 われら若人 清純のちかいにこぞり 尽くすのだ世界のために 人のため世界のために
- 3. 海こえてへだてなく 呼び合う心ゆき交うこだま われら若人 われら若人 親善の結びもかたく 仰ぐのだ十字の旗を ひるがえる十字の旗を

